

1 概要

- (1) 区は、7年3月に策定した第3期練馬区子ども・子育て支援事業計画において、こども誰でも通園事業の各年度における需給計画（「量の見込み」と「確保方策」）を示している。
- (2) 国は、8年度からのこども誰でも通園事業の本格実施に向けて、7年9月に通知を発出し、需給計画に加え、**教育・保育・こども誰でも通園事業を一体的に提供する体制に関する事項**を子ども・子育て支援事業計画に盛り込み、**7年度中に計画変更を行うことを区に求めている**（令和7年9月16日付けこども家庭庁成育局保育政策課事務連絡）。
- ※ なお、計画変更が困難な場合は、代替措置として国が示す参考様式（以下「代用計画」という。）により、別途定めることを可能としている。

2 国が求める事項（計画変更を求める趣旨）

「教育・保育・こども誰でも通園事業を一体的に提供する体制に関する事項」の計画への記載

国制度は対象児童を満3歳未満の未就園児までとしていることから、自治体に対して、教育・保育施設とこども誰でも通園事業者との連携・接続に関する推進方策について、計画で示すことを求めるもの。

【参考】国のQ&A

質問1	連携・接続に関する推進方策を定めることの趣旨、また、具体的にはどのような推進方策を想定しているのか。
回答1	こども誰でも通園事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用する場合が想定される。特に、保育所でこども誰でも通園事業を利用していた子どもにとっては、満3歳に到達することにより1号認定（※1）を受けると、保育所に引き続き通うことができないため、保育所から認定こども園または幼稚園に移ることになる。したがって、施設・事業者間での連携・接続の推進方策を子ども・子育て支援事業計画に明記することが必要。

※1：子ども・子育て支援法に基づく保育認定区分のうち、3～5歳の子どもで、主に幼稚園を利用する場合に必要な認定

質問2	教育・保育等の一体的提供および当該教育・保育等の推進に関する体制の確保の内容とは、どのようなものを想定しているのか。
-----	--

回答2	地域の教育・保育施設と連携し、こども誰でも通園事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、こども誰でも通園事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備することや、幼稚園における満3歳児クラス（※2）の活用を促進し、こども誰でも通園事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援してゆく等の記載が考えられる。
-----	--

※2：年度途中で3歳の誕生日を迎えた子どもが入園できるクラス

3 区の対応（案）

国が求める記載事項について、第3期計画の変更は行わず、代替措置として代用計画を策定する

● 区の教育・保育等の一体的提供に関する推進方策の記載（案）

- ・乳児等通園支援事業は、乳幼児期の発達を切れ目なく支援するため、3歳になる年度末まで利用できるよう制度を拡充して実施する。
- ・乳児等通園支援事業利用終了後の保護者に対する教育・保育施設への円滑な移行を支援する。

※ 乳児等通園支援事業：児童福祉法に定められたこども誰でも通園事業の名称

● 代用計画を踏まえた区の具体的な取組

- ・対象児童の範囲を3歳になる年度末まで拡大し、国制度における満3歳以上の切れ目が生じない制度設計とする。

	区事業	国制度
対象者	0歳6か月～3歳になる年度末までの未就園児	0歳6か月～満3歳未満までの未就園児

- ・こども誰でも通園事業者と受け入れ先の教育・保育施設との間で情報共有を行うほか、保護者に対して、利用終了後に利用可能な施設を案内する。